

○国土交通省告示第百十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

令和四年一月十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		別表		改正後
二 建築物の外部		(略)		
(±)	(十) (五)			
外 壁		(略)	(イ) 調査項目	
外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等(無人航空機による赤外線調査であつて、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含	(ロ) 調査方法	
		外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。	(ハ) 判定基準	
		別表		改正前
二 建築物の外部		(略)		
(±)	(十) (五)			
外 壁		(略)	(イ) 調査項目	
外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分には必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合	(ロ) 調査方法	
		外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。	(ハ) 判定基準	

む。以下この項において同じ。）により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合には、全面打診等（落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。）以下この項において同じ。）により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後又は全面打診

にあつては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後十年を超え、かつ三年以内に落下により歩行者等に危害を加える

等を実施した
後十年を超え、
最初に実施する
定期調査等
にあつては、
全面打診等
により確認
する（三年
以内に実
施された全
面打診等の
結果を確認
する場合、
三年以内に
外壁改修等
が行われる
ことが確実
である場合
又は別途歩
行者等の安
全を確保す
るための対
策を講じて
いる場合を
除く。）。

おそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合は、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する（三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するため
の対策を講じている場合を除く。）。

五 避 難 施 設 等			(略)			
(主)	(副) 〓 (三)	(略)		(大) 〓 (主)	(副) 〓 (三)	
段 階			(略)			
階 段						
階段各 部の劣 化及び 損傷の 状況		(略)	(略)			
目視、触診 、設計図書 等により確 認する。						
モルタル等の仕 上げ材にひび割 れがあること、 鋼材に錆又は腐 食があること、 木材に腐朽、損 傷又は虫害があ ること、防水層 に損傷があるこ と等により安全 上支障が生ずる おそれがあるこ						

五 避 難 施 設 等			(略)			
(主)	(副) 〓 (三)	(略)		(大) 〓 (主)	(副) 〓 (三)	
段 階			(略)			
階 段						
階段各 部の劣 化及び 損傷の 状況		(略)	(略)			
目視により 確認する。						
歩行上支障があ るひび割れ、錆 、腐食等がある こと。						

(略)		
	(略)	(三) \ (六)
	(略)	
		と又は安全上支障が生じていること。

(略)		
	(略)	(三) \ (六)
	(略)	

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表の五の項の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。